平成２３年（フ）第１０号
石川県羽咋市島出町フ106番地12
債務者　田畠　友良
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第３５６号
静岡市清水区辻４丁目８番８号
債務者　腰原　輝子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７１号
栃木県小山市大字間々田781番地７
債務者　藤間　昌弘
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第６６４１号
東京都品川区西五反田８丁目５－１－602
債務者　神永　容子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７５３号
東京都杉並区上井草３丁目５－15－102
債務者　天坂　晃英
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９５５号
東京都中野区上高田２丁目22－２　フォーラム島田Ⅰ－202
債務者　大森　郁里（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０９６号
東京都江東区深川２丁目24－３－302
債務者　吉田　　文
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第７４号
群馬県渋川市北橘町小室636番地１
破産者　星野きぬ子
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第３３０号
さいたま市見沼区東大宮５丁目47番地１
破産者　株式会社キャラバン
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３３１号
さいたま市見沼区東大宮５丁目41番地１
破産者　有限会社ステップ
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７２号
仙台市泉区館３丁目53番地の９
破産者　株式会社アペックス
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３０３３号
横浜市港北区新横浜２丁目４番地の17
破産者　株式会社太長寿
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９５号
川崎市川崎区日ノ出２丁目10番２号
破産者　株式会社オータニ・エンタープライズ
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９１０号
川崎市高津区溝口２丁目17番13号
破産者　多田商事株式会社
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９１１号
川崎市宮前区鷺沼１丁目２番地１号
破産者　株式会社恵光
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３６３号
三重県四日市市本町１番13号、前住所三重県三重郡川越町大字豊田514番地１
破産者　伊藤　寿彦
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第７７２８号
大阪市港区夕凪１丁目８番25号
破産者　株式会社ハヤケン
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９５２８号
大阪府守口市寺方本通１丁目３番25号
破産者　ユニバーサルホーム株式会社
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７号
大阪市旭区新森７－８－６－20、商業登記簿上の本店所在地大阪市旭区新森６丁目10番18号
破産者　有限会社ソルーション・イン・ジャパン
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部